

休眠預金等のお取扱いについて

お客様各位

関信用金庫

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成30年（2018年）1月1日から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、平成31年（2019年）以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客様の申出により払戻しをさせていただきますこととしております。

<休眠預金等の定義>

1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等を行います。

2. 最終異動日等とは

休眠預金等活用法第2条第5条各号に規定する日のうち最も遅い日です。

3. 異動とは

当金庫における異動とは、以下の事由を行います。

(1) 法定の異動事由

引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法第2条第4項第1号に規定する事由

(2) 休眠預金等活用法第2条第4項第2号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けた以下の事由

預金種類ごとの認可事由は、別紙のとおりです。

以上

預金等の種類	認可を受けた事由				
普通預金	下記①（通帳のみとなります）、②に掲げる事由及び預金者等の申出による契約内容の変更（カードローン契約が付加されている場合の契約解除の申出に限ります）				
貯蓄預金	下記①（通帳のみとなります）、②に掲げる事由				
納税準備預金	下記①（通帳のみとなります）に掲げる事由				
通知預金	預金者等の申出による証書の発行（再発行を含みます）、及び契約内容の変更（解約予定日の申出または解約予定日変更の申出に限ります）				
期日指定定期預金	下記①、③に掲げる事由				
自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）					
自由金利型定期預金（大口定期預金）					
変動金利定期預金					
<table border="1" data-bbox="280 1055 869 1279"> <tr> <td data-bbox="280 1055 288 1279" rowspan="4">自動継続</td> <td data-bbox="288 1055 869 1111">期日指定定期預金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="288 1111 869 1167">自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="288 1167 869 1223">自由金利型定期預金（大口定期預金）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="288 1223 869 1279">変動金利定期預金</td> </tr> </table>		自動継続	期日指定定期預金	自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）	自由金利型定期預金（大口定期預金）
自動継続	期日指定定期預金				
	自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）				
	自由金利型定期預金（大口定期預金）				
	変動金利定期預金				
定期積金（スーパー積金）	預金者等の申出による証書の発行（再発行を含みます）				
総合口座	複数の預金等を組み合わせた商品において組み合わせ対象の預金等に異動が生じたこと、及び預金者等の申出による契約内容の変更（平成31年3月1日以降において、担保預金の組入または組入れの解除に限ります）				

- ①預金者等の申出による預金通帳または証書の発行（再発行を含みます）、記帳もしくは繰越（注）
（注）普通・貯蓄・納税準備預金については、「窓口端末で記帳する時、記帳する取引がない場合」を除きます。
定期預金については、「記帳する取引がない場合」、「繰越」を除きます。
- ②預金者等の申出によるキャッシュカードの再発行
- ③預金者等の申出による通帳から証書への変更または証書から通帳への変更